

平成31年度 介護(補償)給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

<改正の趣旨>

介護(補償)給付については、平成29年度に実施した「労災保険制度における介護(補償)給付に関する状況調査」において、現在の最高限度額では介護費用をまかなえない方が相当数存在することが明らかになったこと等から、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考にして見直すこととしたい。

※ 最低保障額については、介護サービスを用いずにご家族の方が介護される場合にも定額で給付しているものである。

※ これまで、最高限度額については介護費用の実費補填という観点から、臨時職員を採用する際の政府統一単価を参考に算定し、最低保障額については被災労働者が介護を要する状態にならなければ親族等が獲得できたであろう賃金の保障という観点から、女子パート労働者の平均賃金を参考に算定し、それぞれ人事院勧告に基づく国家公務員給与のベア率の変動に応じて見直しを行ってきた。

※ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの)の規定に基づき経過措置として支給する介護料(社会復帰促進等事業として実施)の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

<改正前後の最高限度額・最低保障額>

労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付

※()内は現行額

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく
介護料

※()内は現行額

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	165,150円 (105,290円)	70,790円 (57,190円)
随時介護を要する者	82,580円 (52,650円)	35,400円 (28,600円)

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	165,150円 (105,290円)	70,790円 (57,190円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	123,860円 (78,970円)	53,090円 (42,890円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	82,580円 (52,650円)	35,400円 (28,600円)

<施行期日>

平成31年4月1日